

## 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律附則第2条に基づく検討の結果について

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号。以下「法」という。）附則第2条※に基づいて検討を行った結果は以下のとおり。

※ 「政府は、インターネットを利用した私事性的画像記録の提供等に係る被害回復及び処罰の確保に資するため、この法律の施行後二年以内に、外国のサーバーを経由するなどした私事性的画像記録の提供に関する行為者の把握及び証拠の保全等を迅速に行うための国際協力の在り方について検討するとともに、関係事業者における通信履歴等の保存の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

### 1 国際協力の在り方について

外国のサーバーを経由するなどした犯罪の捜査に当たり、外国に所在する被疑者の特定及び証拠の保全等を行うためには、国際捜査共助の手続が必要になる。この手続を迅速に行うためには、G8司法内務閣僚会合で策定された「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」に基づいて設置されている24時間コンタクトポイントやICPルートを通じて、相手国に対して、捜査共助条約等の枠組みによる正式な共助要請の実施前に、インターネット・サービス・プロバイダ等の事業者における関連情報・証拠の保全を依頼することが有効である。

日本を含むG7各国は、協力して24時間コンタクトポイントの拡大を図っており、法の施行後においては、コロンビア、コートジボワール、パナマ及びトリニダード・トバゴが、新たに24時間コンタクトポイント・ネットワークに加わり、平成28年11月現在、71の国と地域が同ネットワークに参加することとなった。

法の施行後、法違反事件の捜査において、24時間コンタクトポイントを活用した例はこれまでにないが、将来的に外国に所在する被疑者の特定及び証拠の保全等を迅速に行う必要性が高まることも考えられることから、今後も、24時間コンタクトポイントの設置国の拡大に努めるなどして、国際捜査共助の更なる迅速化を図ることとする。

### 2 通信履歴等の保存の在り方について

インターネットを利用した犯罪の捜査に当たり、被疑者の事後追跡可能性を確保するためには、電気通信事業者等が保存している通信履歴等の活用が必要になる。

法の施行後、総務省との間で通信履歴等に関するログの保存の在り方について協議を行うなどした上、有識者の意見を踏まえて総務省が定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説を改正し、インターネット接続サービスにおける接続認証ログについて正当業務行為として保存が許容される具体的な期間を例示するなどの対応を行った。さらに、関係事業者への周知を図り、関係事業者における適切な取組を推進した。

今後も、他の通信履歴等の保存の在り方について更に検討を行うとともに、関係事業者における適切な取組を推進するなどして、インターネットを利用した犯罪の捜査に関し、被疑者の事後追跡可能性の更なる向上を図ることとする。